

調達管理番号： 20a00312

国 名：タイ国

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：タイ国高齢化対策支援調査研究（プロジェクト研究）（高齢化対策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：高齢化対策
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年9月上旬から2021年6月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 1.33M/M、国内 2.50M/M、合計 3.83M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備5日、現地業務30日、国内整理20日
 - ・ 第2次 国内準備5日、現地業務10日、国内整理20日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月12日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年8月25日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

| | |
|----------|--------------|
| 類似業務 | 高齢化対策に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | タイ／全世界 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

日本の高齢化率は 2018 年時点で 28.1% (内閣府「令和元年版高齢社会白書」) であり、超高齢社会に突入している。一方で、開発途上国の高齢化率は 2015 年時点で 7%にとどまるが、今後急速に高齢化が進み、2050 年には高齢者の約 8 割が先進国ではなく開発途上国に居住していると予測されている。日本がはじめて高齢化率 7%に達し「高齢化社会」となったのは 1970 年であり、その 24 年後の 1994 年に高齢化率 14%に達し「高齢社会」となったが、アジア各国では今後、日本と同じか、または上回るスピードで高齢化が進展すると予測されている。従って、開発途上国においても、高齢社会・超高齢社会を迎える前に、中長期的な視点に立って将来を見据えた高齢化対策を講じていくことが不可欠である。

こうした状況の中、JICA では「課題先進国」日本として、日本の経験を活用した協力を展開すべく、政策及び実践の両面にわたる経験の共有、脆弱な高齢者へのサービス提供のための仕組みや人材の養成など、2000 年代半ばから開発途上国の高齢化対策への支援を実施してきた。

タイ国では、技術協力「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト (CTOP)」(2007 年 11 月 8 日～2011 年 11 月 7 日) を皮切りに同国の高齢化対策支援を開始し、技術協力「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト (LTOP)」(2013 年 1 月 14 日～2017 年 8 月 31 日) に引き続き、現在は技術協力「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト (S-TOP)」(2017 年 11 月 8 日～2022 年 10 月 31

日) を実施中であり、また、草の根技術協力や民間連携事業、JICA ボランティア等の複数のスキームを活用した高齢化対策支援を展開している。

タイ国は、開発途上国の中でも早くから高齢化社会に突入し、社会保障制度や医療・福祉・介護資源の不足下で高齢化社会に対応せざるをえない状況下におかれている。タイ国の高齢化における特徴や、その中で JICA が採った支援アプローチやその協力インパクトを分析し、また開発途上国の高齢化対策を推進する上で有用な日本の知見・経験について整理することは、今後高齢社会・超高齢社会を迎える開発途上国の高齢化対策に資する有益な情報・示唆の導出につながると考えられる。

本研究は、タイ国の高齢化対策及び JICA 支援を、開発途上国における高齢化対策の一つのモデルケースとして分析することで、開発途上国における高齢化対策のあり方を検討することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、タイ国高齢化対策支援調査研究（プロジェクト研究）において、タイ国の高齢化対策に係る JICA 支援アプローチ及び協力のインパクト分析に関し、現地における関係者へのヒアリング等調査、国内における有識者との意見交換の実施支援及びこれらを踏まえた研究報告書の該当部分の作成支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第1次国内準備期間（2020年9月上旬～11月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書等の資料を参照し、JICA がタイにおいて実施してきた協力実績を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部との打ち合わせ等を通じ、プロジェクト研究の実施方針を確認し、現地調査の位置づけ及び研究報告書の取りまとめ方針を把握する。
- ③ プロジェクト研究について有識者との意見交換の場の運営支援・結果の取りまとめを行う。
- ④ ①～③を踏まえ、現地調査における調査項目、ヒアリング対象、実施方法、質問票等の案を作成し、JICA 人間開発部及び JICA タイ事務所と調整を行う。
- ⑤ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA タイ事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2020年11月下旬～12月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タイ事務所にワークプランを提出し、業務計画の了承を得る。

- ② タイ保健省、社会開発・人間の安全保障省及び国民医療保障事務局に調査の背景及び実施方針を説明し、了解を得る。
 - ③ CTOP、LTOP 及び S-TOP の中央省庁におけるカウンターパートに対し、これらのプロジェクトがタイの高齢者医療・福祉等の政策・制度面でどのようなインパクトを与えたか、ヒアリング等調査を行う。
 - ④ CTOP、LTOP 及び S-TOP のパイロットサイトのうち 3 か所程度（JICA 側で指定）を訪問し、プロジェクトの受益者であるサービス提供者（医療・福祉・介護関係者、ボランティア）や高齢者サービス利用者・家族に対し、これらのプロジェクトがどのようなインパクトを与えたか、ヒアリング等調査を行う。
 - ⑤ その他の高齢化対策関連案件（ボランティア、草の根技術協力事業、民間連携事業等）の関係者やタイ国内の有識者に対し、JICA の協力が与えたインパクトについて、ヒアリング等調査を行う。
 - ⑥ ヒアリング等調査を通じて得られた結果の概要を第 1 次現地業務結果報告書（和文・英文）に取りまとめる。
 - ⑦ 第 1 次現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書（英文）をタイ保健省、社会開発・人間の安全保障省及び国民医療保障事務局に提出し、必要に応じ報告する。
 - ⑧ JICA タイ事務所に第 1 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第 1 次国内整理期間（2021 年 1 月上旬～4 月下旬）
- ① 第 1 次現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
 - ② プロジェクト研究について有識者との意見交換の場の運営支援、現地業務結果の報告及び意見交換の結果の取りまとめを行う。
 - ③ 第 1 次現地業務及び②の結果を踏まえ、プロジェクト研究報告書の該当部分の作成を支援する。
- (4) 第 2 次国内準備期間（2021 年 5 月上旬）
- ① 第 2 次現地派遣期間に実施する現地報告会（仮称）の企画案を作成し、JICA 人間開発部及び JICA タイ事務所と調整を行う。
 - ② 現地報告会実施にかかる日タイ関係者との調整を行う。
- (5) 第 2 次現地派遣期間（2021 年 5 月中旬）
- ① JICA タイ事務所と協力し、タイ保健省、社会開発・人間の安全保障省、国民医療保障事務局、その他関係機関等を対象にした現地報告会の開催を支援する。

- ② タイ各関係機関からのプロジェクト研究結果へのフィードバックを取りまとめる。

(6) 第2次国内整理期間(2021年5月下旬~6月下旬)

- ① 現地报告会及びタイ各関係機関からのフィードバックを踏まえ、プロジェクト研究報告書案への反映を支援する。
- ② プロジェクト研究について有識者との意見交換の場の運営を支援し、研究報告書の最終化を支援する。
- ③ 専門家業務完了報告書(和文・英文)を監督職員に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文2部(JICA人間開発部、JICAタイ事務所へ各1部)

英文2部(同上)

(2) 第1次現地業務結果報告書

第1次現地業務の結果を関係者と共有するために作成。

和文2部(JICA人間開発部、JICAタイ事務所へ各1部)

英文5部(JICA人間開発部、JICAタイ事務所、タイ保健省、社会開発・人間の安全保障省及び国民医療保障事務局へ各1部)

(3) 専門家業務完了報告書

2021年6月21日までに提出。

和文2部(JICA人間開発部、JICAタイ事務所へ各1部)

英文2部(同上)

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：パイロットサイトにおけるヒアリングを中心に、必要に応じ英・タイ通訳あり。

オ) 現地日程のアレンジ：

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料につき、以下リンク先から参照ください。

「タイ王国 コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト (CTOP) 終了時評価調査報告書」

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_122_12082699.html

② 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループにて配布します。配布を希望される方は、人間開発部保健第二グループアドレス (hmge2@jica.go.jp) 宛に、メールをお送りください。

ア) 「タイ王国 要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト (LTOP)」関連資料

イ) 「タイ王国 高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト (S-TOP)」関連資料

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。
- ② 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ③ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上